

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 9 月 30 日

金 曜 日

号 外(4)

目 次

規 則

○富山県障害者相談センター条例の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則	1
-------------------------------------	---

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県障害者相談センター条例の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 9 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第49号

富山県障害者相談センター条例の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則

(富山県行政組織規則の一部改正)

第 1 条 富山県行政組織規則（平成 6 年富山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「身体障害者更生相談所」を「身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所（障害者相談センター）」に、「第27款 知的障害者更生相談所（知的障害者相談センター）（第 162条・第 163条）」を「第27款 削除」に改める。

第35条第 6 号中「身体障害者更生相談所」を「障害者相談センター」に、「砺波学園、」を「砺波学園及び」に改め、「及び知的障害者相談センター」を削る。

第80条第22号中「身体障害者更生相談所」の次に「及び知的障害者更生相談所」を加え、同条第27号を次のように改める。

(27) 削除

第 4 章第 2 節第22款の款名を次のように改める。

第22款 身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所（障害者相談センター）

第 148条を次のように改める。

（所掌事務）

第 148条 身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 障害者支援施設への入所措置に係る市町村相互間の連絡調整等に関すること。
- (2) 身体障害者及び知的障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導に関すること。
- (3) 身体障害者及び知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。
- (4) 身体障害者の補装具の処方及び適合判定に関すること。
- (5) 身体障害者手帳の交付に関すること。
- (6) 療育手帳の交付に関すること（児童相談所の所掌に係るものを除く。）。

第 149条の表以外の部分中「身体障害者更生相談所」の次に「及び知的障害者更生相談所」を加え、同条の表中「富山県身体障害者更生相談所」を「富山県障害者相談センター」に改める。

第 4 章第 2 節第27款を次のように改める。

第27款 削除

第 162条及び第 163条 削除

（富山県会計規則の一部改正）

第 2 条 富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 身体障害者更生相談所の項を次のように改める。

障害者相談センター	
-----------	--

別表第 2 知的障害者相談センターの項を削る。

（富山県税条例施行規則の一部改正）

第3条 富山県税条例施行規則（昭和29年富山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第64条第2項第1号中「身体障害者更生相談所」を「障害者相談センター」に改める。

（富山県身体障害者福祉法施行規則の一部改正）

第4条 富山県身体障害者福祉法施行規則（昭和62年富山県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「富山県身体障害者更生相談所長」を「富山県障害者相談センターの長（以下「障害者相談センター所長」という。）」に改める。

第4条中「富山県身体障害者更生相談所長（以下「更生相談所長」という。）」を「障害者相談センター所長」に改める。

第5条第1項及び第2項中「更生相談所長」を「障害者相談センター所長」に改める。

（富山県知的障害者福祉法施行規則の一部改正）

第5条 富山県知的障害者福祉法施行規則（昭和37年富山県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「富山県知的障害者相談センターの長」を「富山県障害者相談センターの長」に、「相談センター所長」を「障害者相談センター所長」に改める。

第3条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「相談センター所長」を「障害者相談センター所長」に改める。

様式第1号中「富山県知的障害者相談センター所長」を「富山県障害者相談センター所長」に改める。

様式第5号中「富山県知的障害者相談センター」を「富山県障害者相談センター」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（富山県行政組織規則の一部改正に伴う経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の表の左欄

に掲げる出先機関の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる出先機関の職員となるものとする。

この規則の施行前の出先機関の名称	この規則の施行後の出先機関の名称
身体障害者更生相談所	障害者相談センター
知的障害者相談センター	障害者相談センター

- 3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる出先機関の副主幹又は主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる出先機関の副主幹又は主任の職を命ぜられたものとする。
- 4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
身体障害者更生相談所係長	障害者相談センター係長

(富山県知的障害者福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第 5 条の規定による改正前の富山県知的障害者福祉法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(障害福祉課)